

富山県富山海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	濱田清人	富山県下新川郡朝日町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度59分25.4秒 イ 北緯36度58分58.8秒 ウ 北緯36度58分57.7秒 エ 北緯36度59分21.8秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 富山県漁場測量標第100ー2号から第102ー2号の見透線を基準として297度59分1,609メートルの点 イ 同323度12分967メートルの点 ウ 同316度08分836メートルの点 エ 同287度01分1,438メートルの点	定置漁業	あじ、さば定置漁業	4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第2号	濱田清人	富山県下新川郡朝日町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度59分50.7秒 イ 北緯36度59分25.4秒 ウ 北緯36度59分21.8秒 エ 北緯36度59分34.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第100ー2号から第102ー2号の見透線を基準として288度23分2,341メートルの点 イ 同297度59分1,609メートルの点 ウ 同287度01分1,438メートルの点 エ 同280度11分1,826メートルの点	定置漁業	あじ、さば定置漁業	4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定第4号	有限会社 目合又大謀	富山県下新川郡入善町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度57分04.8秒 イ 北緯36度56分48.1秒 ウ 北緯36度56分44.5秒 エ 北緯36度56分55.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第175ー3号から第77ー2号の見透線を基準として282度36分56秒753.996メートルの点 イ 同270度12分17秒243.755メートルの点 ウ 同227度17分19秒294.122メートルの点 エ 同241度22分21秒768.778メートルの点	定置漁業	ぶり、さば定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第5号	有限会社 目合又大謀	富山県下新川郡入善町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度57分19.0秒 イ 北緯36度57分04.8秒 ウ 北緯36度56分55.4秒 エ 北緯36度57分05.8秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第175ー3号から第77ー2号の見透線を基準として274度37分12秒1,257.924メートルの点 イ 同282度36分56秒753.996メートルの点 ウ 同241度22分21秒768.778メートルの点 エ 同244度19分28秒1,233.245メートルの点	定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第6号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定第7号	大愛富美子	富山県黒部市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度52分42.4秒 イ 北緯36度52分35.8秒 ウ 北緯36度52分26.7秒 エ 北緯36度52分27.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第141ー2号から第140ー2号の見透線を基準として307度06分1,029メートルの点 イ 同336度20分466メートルの点 ウ 同301度22分281メートルの点 エ 同280度31分906メートルの点	定置漁業	あじ、さば定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第8号	有限会社 藤吉水産	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度52分00.9秒 イ 北緯36度51分48.7秒 ウ 北緯36度51分49.8秒	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域 ア 測量標第143号から第142号の見透線を基準として265度50分649メートルの点 イ 同224度32分258メートルの点 ウ 同234度44分859メートルの点	定置漁業	あじ、さば定置漁業	3月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	漁業調整のため次のエ及びオの点を結ぶ正線から北側に漁具を敷設してはならない。 エ 北緯36度51分57.7秒 東経137度24分21.0秒 （測量標第143号から第142号の見透線を基準として255度14分685メートルの点） オ 北緯36度51分56.0秒 東経137度24分29.4秒 （同257度32分471メートルの点）

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第9号	有限会社 藤吉水産	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度51分10.7秒 東経137度23分59.7秒 イ 北緯36度50分59.5秒 東経137度24分24.7秒 ウ 北緯36度50分51.5秒 東経137度24分18.5秒 エ 北緯36度50分55.3秒 東経137度23分52.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第147号から第145号の見透線を基準として315度55分1.223メートルの点 イ 同347度08分73.1メートルの点 ウ 同330度35分49.7メートルの点 エ 同292度07分98.0メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第10号	有限会社 藤吉水産	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分51.4秒 東経137度23分53.3秒 イ 北緯36度50分38.1秒 東経137度24分11.5秒 ウ 北緯36度50分34.4秒 東経137度24分09.9秒 エ 北緯36度50分41.7秒 東経137度23分47.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第147号から第145号の見透線を基準として287度23分88.6メートルの点 イ 同267度54分30.0メートルの点 ウ 同247度00分33.4メートルの点 エ 同266度03分89.9メートルの点	定置漁業	あじ、さば定置漁業	4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第11号	濱田清人	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分32.3秒 東経137度23分27.6秒 イ 北緯36度50分17.9秒 東経137度23分57.2秒 ウ 北緯36度50分11.3秒 東経137度23分54.1秒 エ 北緯36度50分10.0秒 東経137度23分27.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第148号から第147号の見透線を基準として262度23分1.048メートルの点 イ 同253度05分19.4メートルの点 ウ 同205度12分29.4メートルの点 エ 同222度16分93.9メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年3月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第12号	有限会社 藤吉水産	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分05.4秒 東経137度23分31.3秒 イ 北緯36度49分53.4秒 東経137度23分47.5秒 ウ 北緯36度49分50.6秒 東経137度23分17.6秒	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域 ア 測量標第149—2号から第150—2号の見透線を基準として73度38分61.8メートルの点 イ 同14度11分43.4メートルの点 ウ 同48度21分1.065メートルの点	定置漁業	あじ、さば定置漁業	3月15日から11月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第13号	魚津水産株式会社	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分40.3秒 東経137度23分04.3秒 イ 北緯36度48分24.6秒 東経137度23分24.5秒 ウ 北緯36度48分18.5秒 東経137度23分15.6秒 エ 北緯36度48分29.4秒 東経137度22分51.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第153号から第272号の見透線を基準として71度05分65.8メートルの点 イ 同330度40分20.3メートルの点 ウ 同353度22分48.2メートルの点 エ 同41度42分89.9メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年3月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第14号	魚津水産株式会社	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分39.0秒 東経137度22分55.1秒 イ 北緯36度48分27.9秒 東経137度23分08.0秒 ウ 北緯36度48分27.1秒 東経137度23分07.3秒 エ 北緯36度48分33.7秒 東経137度22分50.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第153号から第272号の見透線を基準として61度49分85.5メートルの点 イ 同34度35分50.2メートルの点 ウ 同32度20分52.3メートルの点 エ 同50度04分9.34メートルの点	定置漁業	ほたるいか定置漁業	3月21日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第15号	魚津水産株式会社	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分27.5秒 東経137度23分07.6秒 イ 北緯36度48分19.5秒 東経137度23分17.6秒 ウ 北緯36度48分19.1秒 東経137度23分17.1秒 エ 北緯36度48分23.9秒 東経137度23分04.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第153号から第272号の見透線を基準として33度25分51.2メートルの点 イ 同351度07分42.7メートルの点 ウ 同351度16分44.4メートルの点 エ 同24度45分61.9メートルの点	定置漁業	ほたるいか定置漁業	3月21日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第16号	貫和司郎	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分18.1秒 東経137度23分01.6秒 イ 北緯36度48分08.7秒 東経137度23分08.8秒 ウ 北緯36度48分08.4秒 東経137度23分07.9秒 エ 北緯36度48分14.9秒 東経137度22分57.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第153号から第272号の見透線を基準として13度39分75.8メートルの点 イ 同349度15分82.6メートルの点 ウ 同350度03分84.5メートルの点 エ 同11度12分89.2メートルの点	定置漁業	ほたるいか定置漁業	3月21日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第17号	貴和司郎	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分18.3秒 東経137度22分36.8秒 イ 北緯36度48分03.5秒 東経137度22分46.8秒 ウ 北緯36度48分02.9秒 東経137度22分45.4秒 エ 北緯36度48分15.3秒 東経137度22分31.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第272号から第157号の見透線を基準として110度21分673メートルの点 イ 同138度08分183メートルの点 ウ 同127度13分162メートルの点 エ 同96度12分653メートルの点	定置漁業 ほたるいか定置漁業	3月13日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第18号	貴和司郎	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分35.4秒 東経137度22分26.5秒 イ 北緯36度48分18.8秒 東経137度22分36.7秒 ウ 北緯36度48分18.2秒 東経137度22分35.6秒 エ 北緯36度48分31.2秒 東経137度22分18.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第272号から第157号の見透線を基準として107度10分1.259メートルの点 イ 同110度35分690メートルの点 ウ 同107度49分682メートルの点 エ 同96度33分1.231メートルの点	定置漁業 ほたるいか定置漁業	3月13日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第19号	魚津水産株式会社	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分46.6秒 東経137度22分28.3秒 イ 北緯36度48分01.3秒 東経137度22分39.6秒 ウ 北緯36度47分56.6秒 東経137度22分35.0秒 エ 北緯36度48分16.2秒 東経137度22分02.8秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第272号から第157号の見透線を基準として113度28分1.571メートルの点 イ 同75度57分188メートルの点 ウ 同32度40分268メートルの点 エ 同67度38分1.208メートルの点	定置漁業 ぶり定置漁業	9月1日から翌年3月12日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第20号	貴和司郎	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分13.6秒 東経137度22分14.0秒 イ 北緯36度48分01.4秒 東経137度22分28.6秒 ウ 北緯36度48分00.7秒 東経137度22分27.4秒 エ 北緯36度48分09.9秒 東経137度22分09.9秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第272号から第157号の見透線を基準として71度31分928メートルの点 イ 同54度24分449メートルの点 ウ 同51度19分463メートルの点 エ 同62度29分965メートルの点	定置漁業 ほたるいか定置漁業	3月21日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第21号	魚津水産株式会社	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分00.6秒 東経137度21分56.3秒 イ 北緯36度47分47.1秒 東経137度22分05.0秒 ウ 北緯36度47分46.4秒 東経137度22分03.8秒 エ 北緯36度47分54.9秒 東経137度21分49.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第158号から第157号の見透線を基準として295度16分905メートルの点 イ 同316度12分505メートルの点 ウ 同313度25分476メートルの点 エ 同281度52分761メートルの点	定置漁業 ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第22号	魚津水産株式会社	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分20.4秒 東経137度21分53.8秒 イ 北緯36度48分07.2秒 東経137度22分05.4秒 ウ 北緯36度48分06.2秒 東経137度22分04.2秒 エ 北緯36度48分15.3秒 東経137度21分47.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第272号から第157号の見透線を基準として68度01分1.465メートルの点 イ 同55度52分1.042メートルの点 ウ 同53度49分1.062メートルの点 エ 同60度09分1.542メートルの点	定置漁業 ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第23号	魚津水産株式会社	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分49.7秒 東経137度21分32.5秒 イ 北緯36度47分33.5秒 東経137度21分38.1秒 ウ 北緯36度47分33.1秒 東経137度21分36.5秒 エ 北緯36度47分47.5秒 東経137度21分24.9秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第158号から第159号の見透線を基準として75度41分872メートルの点 イ 同42度22分530メートルの点 ウ 同40度36分568メートルの点 エ 同65度33分986メートルの点	定置漁業 ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第24号	貴和司郎	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分40.5秒 東経137度21分07.8秒 イ 北緯36度47分24.8秒 東経137度21分16.4秒 ウ 北緯36度47分24.3秒 東経137度21分15.1秒 エ 北緯36度47分36.8秒 東経137度21分01.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第159号から第160-2号の見透線を基準として79度54分993メートルの点 イ 同56度47分557メートルの点 ウ 同54度12分581メートルの点 エ 同69度27分1.055メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第25号	池田文也ほか50名	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分38.2秒 東経137度20分03.7秒 イ 北緯36度46分28.7秒 東経137度20分18.6秒 ウ 北緯36度46分27.9秒 東経137度20分18.0秒 エ 北緯36度46分33.7秒 東経137度20分00.2秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第162-2号から第164号の見透線を基準として58度37分865メートルの点 イ 同28度37分561メートルの点 ウ 同27度17分585メートルの点 エ 同50度12分957メートルの点	ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第26号	池田文也ほか50名	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分22.4秒 東経137度20分02.5秒 イ 北緯36度46分16.3秒 東経137度20分09.9秒 ウ 北緯36度46分15.6秒 東経137度20分09.0秒 エ 北緯36度46分19.7秒 東経137度19分59.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第164号から第162-2号の見透線を基準として322度48分824メートルの点 イ 同338度13分647メートルの点 ウ 同336度28分620メートルの点 エ 同316度22分749メートルの点	ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第27号	池田文也ほか50名	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分26.8秒 東経137度19分57.1秒 イ 北緯36度46分22.1秒 東経137度20分02.0秒 ウ 北緯36度46分21.2秒 東経137度20分01.0秒 エ 北緯36度46分23.4秒 東経137度19分53.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第164号から第162-2号の見透線を基準として315度32分977メートルの点 イ 同322度01分815メートルの点 ウ 同319度58分789メートルの点 エ 同308度36分897メートルの点	ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第28号	池田文也ほか50名	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分14.7秒 東経137度19分54.5秒 イ 北緯36度46分05.2秒 東経137度20分01.8秒 ウ 北緯36度46分04.5秒 東経137度20分00.8秒 エ 北緯36度46分11.5秒 東経137度19分49.9秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第164号から第162-2号の見透線を基準として303度17分637メートルの点 イ 同312度35分300メートルの点 ウ 同306度46分287メートルの点 エ 同289度35分609メートルの点	ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第29号	池田文也ほか50名	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分18.6秒 東経137度19分30.3秒 イ 北緯36度46分05.5秒 東経137度19分41.8秒 ウ 北緯36度46分04.8秒 東経137度19分40.8秒 エ 北緯36度46分15.6秒 東経137度19分25.9秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第164号から第56号の見透線を基準として76度25分1,107メートルの点 イ 同64度45分642メートルの点 ウ 同62度06分655メートルの点 エ 同69度23分1,140メートルの点	ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第30号	村上憲ほか12名	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分47.0秒 東経137度19分32.9秒 イ 北緯36度46分00.3秒 東経137度19分52.2秒 ウ 北緯36度45分53.1秒 東経137度19分42.0秒 エ 北緯36度46分21.1秒 東経137度19分03.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第164号から第56号の見透線を基準として100度24分1,765メートルの点 イ 同61度13分340メートルの点 ウ 同28度45分570メートルの点 エ 同64度02分1,720メートルの点	かつお定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第31号	池田文也ほか50名	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分00.7秒 東経137度19分17.2秒 イ 北緯36度45分49.5秒 東経137度19分19.1秒 ウ 北緯36度45分49.2秒 東経137度19分17.9秒 エ 北緯36度45分59.3秒 東経137度19分12.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第56号から第164号の見透線を基準として274度55分834メートルの点 イ 同259度23分536メートルの点 ウ 同256度37分553メートルの点 エ 同266度18分876メートルの点	ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第32号	池田文也ほか50名	富山県滑川市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分10.5秒 東経137度19分14.2秒 イ 北緯36度46分00.8秒 東経137度19分19.3秒 ウ 北緯36度46分00.3秒 東経137度19分18.4秒 エ 北緯36度46分08.4秒 東経137度19分10.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第56号から第164号の見透線を基準として279度48分1,134メートルの点 イ 同278度04分810メートルの点 ウ 同276度21分809メートルの点 エ 同274度08分1,124メートルの点	ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第33号	村上憲ほか12名	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度45分54.4秒 東経137度19分01.9秒 イ 北緯36度45分51.7秒 東経137度19分02.5秒 ウ 北緯36度45分52.3秒 東経137度19分05.9秒 エ 北緯36度45分43.3秒 東経137度19分07.9秒 オ 北緯36度45分41.9秒 東経137度19分00.6秒 カ 北緯36度45分52.6秒 東経137度18分55.1秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 測量標第167-2号から第56号の見透線を基準として287度23分752メートルの点 イ 同288度57分670メートルの点 ウ 同295度48分698メートルの点 エ 同306度21分444メートルの点 オ 同284度15分367メートルの点 カ 同273度50分710メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第34号	池田文也ほか50名	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度45分59.8秒 東経137度18分58.4秒 イ 北緯36度45分45.3秒 東経137度19分01.1秒 ウ 北緯36度45分45.0秒 東経137度18分59.6秒 エ 北緯36度45分58.4秒 東経137度18分53.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第167-2号から第56号の見透線を基準として281度49分920メートルの点 イ 同286度02分469メートルの点 ウ 同281度35分463メートルの点 エ 同272度58分897メートルの点	定置漁業 ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。
定第35号	池田文也ほか50名	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分15.7秒 東経137度18分42.0秒 イ 北緯36度45分54.1秒 東経137度18分44.5秒 ウ 北緯36度45分53.7秒 東経137度18分42.4秒 エ 北緯36度46分14.4秒 東経137度18分33.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第168-2号から第3-2号の見透線を基準として278度32分1,340メートルの点 イ 同290度46分703メートルの点 ウ 同286度49分677メートルの点 エ 同269度38分1,290メートルの点	定置漁業 ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。 (2) 昭和57年漁期に敷設された磯垣網の末端から60メートル短縮して垣網を設置しなければならない。
定第36号	安倍久智ほか15名	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分18.8秒 東経137度18分47.8秒 イ 北緯36度45分49.9秒 東経137度18分49.3秒 ウ 北緯36度45分48.3秒 東経137度18分41.0秒 エ 北緯36度46分14.7秒 東経137度18分23.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第168-2号から第3-2号の見透線を基準として283度42分1,460メートルの点 イ 同304度46分639メートルの点 ウ 同288度00分507メートルの点 エ 同258度46分1,329メートルの点	定置漁業 ぶり定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第37号	安倍久智ほか15名	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分01.8秒 東経137度18分18.7秒 イ 北緯36度45分48.5秒 東経137度18分20.5秒 ウ 北緯36度45分48.5秒 東経137度18分14.1秒 エ 北緯36度46分01.8秒 東経137度18分10.2秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第169-2号から第168-2号の見透線を基準として288度13分965メートルの点 イ 同303度10分603メートルの点 ウ 同288度25分539メートルの点 エ 同275度39分931メートルの点	定置漁業 ほたるいか定置漁業	3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第38号	安倍久智ほか15名	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分18.2秒 東経137度18分13.2秒 イ 北緯36度45分57.5秒 東経137度18分09.1秒 ウ 北緯36度45分57.7秒 東経137度18分06.2秒 エ 北緯36度46分19.2秒 東経137度18分03.2秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第169-2号から第168-2号の見透線を基準として277度29分1,440メートルの点 イ 同274度19分796メートルの点 ウ 同269度10分803メートルの点 エ 同267度45分1,471メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から9月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第39号	安倍久智ほか15名	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分25.8秒 東経137度17分35.9秒 イ 北緯36度46分00.7秒 東経137度17分24.4秒 ウ 北緯36度46分01.3秒 東経137度17分20.3秒 エ 北緯36度46分28.8秒 東経137度17分15.2秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第182号から第183号の見透線を基準として82度14分1,823メートルの点 イ 同68度02分1,072メートルの点 ウ 同63度12分1,118メートルの点 エ 同67度06分1,968メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第40号	深曳漁業生産組合	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分06.7秒 東経137度16分58.8秒 イ 北緯36度46分01.7秒 東経137度16分06.8秒 ウ 北緯36度46分03.6秒 東経137度15分54.7秒 エ 北緯36度46分59.4秒 東経137度15分32.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第49－2号から第188－2号の見透線を基準として100度51分2.848メートルの点 イ 同53度36分793メートルの点 ウ 同40度09分1,017メートルの点 エ 同55度53分2.762メートルの点	定置漁業 ぶり定置漁業	9月1日から翌年3月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第41号	深曳漁業生産組合	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分06.8秒 東経137度16分22.3秒 イ 北緯36度46分37.6秒 東経137度16分02.0秒 ウ 北緯36度46分39.5秒 東経137度15分57.0秒 エ 北緯36度47分12.1秒 東経137度16分09.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第49－2号から第188－2号の見透線を基準として82度19分2.701メートルの点 イ 同66度43分1.869メートルの点 ウ 同63度46分1.963メートルの点 エ 同75度59分2.881メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	3月21日から8月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第42号	深曳漁業生産組合	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分47.2秒 東経137度15分37.5秒 イ 北緯36度46分43.9秒 東経137度15分38.8秒 ウ 北緯36度46分19.0秒 東経137度15分29.2秒 エ 北緯36度46分20.3秒 東経137度15分22.4秒 オ 北緯36度46分48.7秒 東経137度15分27.6秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第49－2号から第188－2号の見透線を基準として54度25分2.371メートルの点 イ 同53度57分2.266メートルの点 ウ 同35度20分1.799メートルの点 エ 同32度51分1.951メートルの点 オ 同50度00分2.535メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第43号	大門漁業有限会社	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分48.9秒 東経137度12分03.7秒 イ 北緯36度46分25.0秒 東経137度11分57.9秒 ウ 北緯36度46分25.5秒 東経137度11分53.0秒 エ 北緯36度46分49.3秒 東経137度11分55.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第200号から第203号の見透線を基準として115度33分2.278メートルの点 イ 同117度38分1.532メートルの点 ウ 同113度03分1.515メートルの点 エ 同110度24分2.244メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	10月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第44号	大垣漁業有限会社	富山県富山市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分27.5秒 東経137度11分24.2秒 イ 北緯36度46分00.9秒 東経137度11分15.9秒 ウ 北緯36度46分01.6秒 東経137度11分10.9秒 エ 北緯36度46分28.6秒 東経137度11分10.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第200号から第203号の見透線を基準として86度26分1.582メートルの点 イ 同61度10分924メートルの点 ウ 同56度31分1.021メートルの点 エ 同75度45分1.725メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第45号	大垣漁業有限会社	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分27.6秒 東経137度10分34.5秒 イ 北緯36度46分00.3秒 東経137度10分21.1秒 ウ 北緯36度46分02.0秒 東経137度10分14.4秒 エ 北緯36度46分31.4秒 東経137度10分18.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第203号から第60－2号の見透線を基準として68度39分1.810メートルの点 イ 同46度56分1.072メートルの点 ウ 同40度59分1.199メートルの点 エ 同57度40分1.993メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第46号	大門漁業有限会社	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分23.4秒 東経137度10分39.9秒 イ 北緯36度46分53.8秒 東経137度10分25.3秒 ウ 北緯36度46分55.4秒 東経137度10分19.9秒 エ 北緯36度47分26.2秒 東経137度10分29.9秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第60－2号から第14－2号の見透線を基準として91度17分3.375メートルの点 イ 同90度32分2.392メートルの点 ウ 同87度08分2.400メートルの点 エ 同86度50分3.382メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	2月21日から8月19日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第47号	大門漁業有限会社	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分24.8秒 東経137度10分48.2秒 イ 北緯36度46分44.4秒 東経137度10分26.8秒 ウ 北緯36度46分52.0秒 東経137度10分03.9秒 エ 北緯36度47分27.9秒 東経137度09分50.1秒 オ 北緯36度47分31.5秒 東経137度10分17.4秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第60－2号から第14－2号の見透線を基準として94度13分3.491メートルの点 イ 同94度00分2.135メートルの点 ウ 同77度56分2.221メートルの点 エ 同69度52分3.313メートルの点 オ 同81度09分3.475メートルの点	定置漁業 ぶり定置漁業	9月1日から翌年2月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	漁業調整のため1月20日以降沖垣網を敷設してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第48号	藍北昭雄	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分37.7秒 東経137度09分48.9秒 イ 北緯36度47分08.0秒 東経137度09分31.9秒 ウ 北緯36度47分09.6秒 東経137度09分23.5秒 エ 北緯36度47分40.3秒 東経137度09分31.1秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第60ー2号から第14ー2号の見透線を基準として69度32分3.616メートルの点 イ 同60度06分2.753メートルの点 ウ 同56度10分2.849メートルの点 エ 同62度49分3.736メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第49号	塩谷俊之ほか7名	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分24.4秒 東経137度09分13.5秒 イ 北緯36度47分01.3秒 東経137度08分57.7秒 ウ 北緯36度47分03.1秒 東経137度08分52.7秒 エ 北緯36度47分28.9秒 東経137度09分01.9秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第60ー2号から第14ー2号の見透線を基準として54度10分3.355メートルの点 イ 同42度19分2.852メートルの点 ウ 同40度45分2.964メートルの点 エ 同50度25分3.582メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第50号	新徳漁業有限公司	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分46.5秒 東経137度08分11.4秒 イ 北緯36度47分23.4秒 東経137度08分05.1秒 ウ 北緯36度47分26.1秒 東経137度07分56.4秒 エ 北緯36度47分49.8秒 東経137度07分59.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第214号から第60ー2号の見透線を基準として287度30分2.085メートルの点 イ 同303度41分1.560メートルの点 ウ 同296度57分1.410メートルの点 エ 同279度31分1.945メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第51号	共和水産株式会社	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分29.9秒 東経137度07分56.6秒 イ 北緯36度47分11.4秒 東経137度07分48.7秒 ウ 北緯36度47分12.8秒 東経137度07分42.3秒 エ 北緯36度47分20.5秒 東経137度07分46.4秒 オ 北緯36度47分21.3秒 東経137度07分43.6秒 カ 北緯36度47分33.5秒 東経137度07分44.1秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 測量標第214号から第60ー2号の見透線を基準として293度10分1.478メートルの点 イ 同312度41分1.049メートルの点 ウ 同307度29分9.11メートルの点 エ 同297度45分1.108メートルの点 オ 同294度48分1.062メートルの点 カ 同281度21分1.319メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第52号	共和水産株式会社	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分20.5秒 東経137度07分46.4秒 イ 北緯36度46分56.4秒 東経137度07分33.7秒 ウ 北緯36度46分57.5秒 東経137度07分29.0秒 エ 北緯36度47分23.8秒 東経137度07分33.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第214号から第60ー2号の見透線を基準として297度45分1.108メートルの点 イ 同344度11分662メートルの点 ウ 同343度59分542メートルの点 エ 同281度46分917メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第53号	尾山水産有限公司	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分22.3秒 東経137度07分24.5秒 イ 北緯36度47分44.1秒 東経137度07分09.8秒 ウ 北緯36度47分46.1秒 東経137度06分59.9秒 エ 北緯36度48分25.6秒 東経137度07分08.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第214号から第219ー2号の見透線を基準として114度56分2.503メートルの点 イ 同107度28分1.294メートルの点 ウ 同97度06分1.369メートルの点 エ 同105度50分2.572メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	12月30日から翌年8月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第54号	塩谷俊之ほか7名	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結ぶ9直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分36.8秒 東経137度07分24.1秒 イ 北緯36度48分23.2秒 東経137度07分20.1秒 ウ 北緯36度48分25.6秒 東経137度07分08.6秒 エ 北緯36度47分46.1秒 東経137度06分59.9秒 オ 北緯36度47分44.4秒 東経137度07分08.6秒 カ 北緯36度47分35.1秒 東経137度07分05.8秒 キ 北緯36度47分49.0秒 東経137度06分31.3秒 ク 北緯36度48分36.5秒 東経137度06分30.3秒 ケ 北緯36度48分39.6秒 東経137度06分55.6秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結ぶ9直線によって囲まれた区域 ア 測量標第214号から第219ー2号の見透線を基準として113度17分2.943メートルの点 イ 同112度23分2.516メートルの点 ウ 同105度50分2.572メートルの点 エ 同97度06分1.369メートルの点 オ 同106度11分1.301メートルの点 カ 同102度32分1.016メートルの点 キ 同73度20分1.707メートルの点 ク 同87度40分3.053メートルの点 ケ 同99度40分3.018メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年2月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	(1) 漁業調整のため2月8日以降第1沖垣網並びに第2沖垣網を敷設してはならない。 (2) 第2沖垣網は、235メートルを超えてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第55号	有限会社 矢野漁業	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分18.7秒 東経137度06分10.8秒 イ 北緯36度47分53.7秒 東経137度05分51.5秒 ウ 北緯36度47分56.7秒 東経137度05分42.4秒 エ 北緯36度48分26.6秒 東経137度06分01.0秒 オ 北緯36度48分23.7秒 東経137度06分10.0秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第223号から第219－2号の見透線を基準として276度50分2.590メートルの点 イ 同281度36分1.703メートルの点 ウ 同273度42分1.620メートルの点 エ 同269度23分2.639メートルの点 オ 同274度20分2.698メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第56号	有限会社 野村漁業	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分06.7秒 東経137度05分45.8秒 イ 北緯36度47分41.5秒 東経137度05分32.2秒 ウ 北緯36度47分44.1秒 東経137度05分23.5秒 エ 北緯36度48分09.6秒 東経137度05分34.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第223号から第219－2号の見透線を基準として270度00分1.919メートルの点 イ 同278度04分1.099メートルの点 ウ 同266度13分1.037メートルの点 エ 同261度24分1.862メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第57号	有限会社 矢野漁業	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分25.3秒 東経137度05分04.7秒 イ 北緯36度48分10.3秒 東経137度04分51.0秒 ウ 北緯36度48分12.0秒 東経137度04分47.5秒 エ 北緯36度48分26.3秒 東経137度04分53.8秒 オ 北緯36度48分28.8秒 東経137度04分57.1秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第227号から第224号の見透線を基準として287度40分2.012メートルの点 イ 同292度33分19秒1.456.767メートルの点 ウ 同288度45分38秒1.420.899メートルの点 エ 同281度25分1.839メートルの点 オ 同281度36分1.953メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第58号	有限会社 昭栄漁業	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分41.8秒 東経137度05分13.1秒 イ 北緯36度48分26.6秒 東経137度04分54.4秒 ウ 北緯36度48分30.1秒 東経137度04分49.5秒 エ 北緯36度48分48.0秒 東経137度05分01.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第227号から第224号の見透線を基準として282度05分2.515メートルの点 イ 同281度31分54秒1.854.986メートルの点 ウ 同276度30分59秒1.862.331メートルの点 エ 同273度57分2.475メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第59号	塩谷俊之ほか7名	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分54.7秒 東経137度05分28.5秒 イ 北緯36度48分42.2秒 東経137度05分12.4秒 ウ 北緯36度48分46.3秒 東経137度05分04.5秒 エ 北緯36度49分01.0秒 東経137度05分14.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第227号から第224号の見透線を基準として282度10分3.067メートルの点 イ 同281度35分2.512メートルの点 ウ 同276度16分2.483メートルの点 エ 同274度44分50秒2.994.315メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第60号	瀬中網漁業有限公司	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度49分12.3秒 東経137度04分50.7秒 イ 北緯36度48分49.2秒 東経137度04分35.3秒 ウ 北緯36度48分52.6秒 東経137度04分31.2秒 エ 北緯36度49分16.7秒 東経137度04分36.3秒 オ 北緯36度49分18.2秒 東経137度04分38.2秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第227号から第224号の見透線を基準として261度40分3.008メートルの点 イ 同259度42分36秒2.206.145メートルの点 ウ 同256度21分20秒2.270.226メートルの点 エ 同254度24分3.019メートルの点 オ 同255度01分3.078メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第61号	有限会社 野村漁業	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度49分29.4秒 東経137度04分14.6秒 イ 北緯36度49分12.1秒 東経137度03分49.4秒 ウ 北緯36度49分20.1秒 東経137度03分42.2秒 エ 北緯36度49分37.5秒 東経137度04分06.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第200号から第229号の見透線を基準として293度30分2.556メートルの点 イ 同297度07分08秒1.745.117メートルの点 ウ 同287度05分42秒1.735.983メートルの点 エ 同286度20分2.545メートルの点	定置漁業 いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第62号	尾山水産有限公司	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分13.2秒 東経137度04分32.3秒 イ 北緯36度49分30.1秒 東経137度03分56.3秒 ウ 北緯36度49分26.3秒 東経137度03分50.8秒 エ 北緯36度49分59.4秒 東経137度03分31.5秒 オ 北緯36度50分20.7秒 東経137度03分48.5秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第200号から第229号の見透線を基準として279度40分3.763メートルの点 イ 同286度36分2.202メートルの点 ウ 同286度45分20秒2.022.356メートルの点 エ 同261度22分13秒2.546.645メートルの点 オ 同263度06分3.323メートルの点	定置漁業 ぶり定置漁業	8月25日から翌年3月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	漁業調整のため1月16日以降沖垣網を敷設してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第63号	園喜己雄ほか2名	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度49分48.9秒 東経137度02分46.4秒 イ 北緯36度49分39.1秒 東経137度02分54.4秒 ウ 北緯36度49分27.8秒 東経137度02分31.4秒 エ 北緯36度49分33.5秒 東経137度02分27.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第291号から第236号の見透線を基準として72度08分48秒1,745.453メートルの点 イ 同81度56分09秒1,516.117メートルの点 ウ 同59度52分50秒1,057.839メートルの点 エ 同55度14分52秒1,235.406メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第64号	—										
定第65号	森本太郎ほか3名	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分28.9秒 東経137度04分16.2秒 イ 北緯36度50分17.6秒 東経137度03分34.4秒 ウ 北緯36度50分21.4秒 東経137度03分32.5秒 エ 北緯36度50分19.8秒 東経137度03分26.6秒 オ 北緯36度50分27.2秒 東経137度03分24.3秒 カ 北緯36度50分44.3秒 東経137度04分08.2秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 測量標第291号から第188号の見透線を基準として99度50分3,923メートルの点 イ 同89度26分3,025メートルの点 ウ 同87度36分3,103メートルの点 エ 同85度35分2,990メートルの点 オ 同82度47分3,170メートルの点 カ 同93度28分4,173メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	12月15日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第66号	森本太郎ほか7名	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分12.3秒 東経137度01分58.1秒 イ 北緯36度49分59.2秒 東経137度01分34.8秒 ウ 北緯36度50分11.5秒 東経137度01分27.1秒 エ 北緯36度50分23.7秒 東経137度01分48.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第184－3号から第187号の見透線を基準として305度09分1,911メートルの点 イ 同315度54分1,269メートルの点 ウ 同296度25分1,176メートルの点 エ 同292度08分1,806メートルの点	定置漁業	かつお定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第67号	森本太郎ほか3名	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分39.0秒 東経137度02分29.2秒 イ 北緯36度50分15.6秒 東経137度01分55.5秒 ウ 北緯36度50分30.1秒 東経137度01分42.1秒 エ 北緯36度50分49.9秒 東経137度02分13.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第184－3号から第187号の見透線を基準として293度26分2,931メートルの点 イ 同301度29分1,871メートルの点 ウ 同284度23分1,788メートルの点 エ 同283度39分2,779メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第68号	森本太郎ほか7名	富山県永見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度51分11.6秒 東経137度03分02.4秒 イ 北緯36度50分43.5秒 東経137度01分58.9秒 ウ 北緯36度50分57.4秒 東経137度01分53.1秒 エ 北緯36度51分23.2秒 東経137度02分52.5秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第183号から第187号の見透線を基準として292度38分4,313メートルの点 イ 同294度23分2,519メートルの点 ウ 同284度27分2,608メートルの点 エ 同286度50分4,274メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	12月20日から翌年6月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第69号	三國嘉彦ほか5名	富山県永見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度51分35.8秒 東経137度03分17.2秒 イ 北緯36度51分19.5秒 東経137度02分34.8秒 ウ 北緯36度51分40.3秒 東経137度02分19.4秒 エ 北緯36度51分53.6秒 東経137度03分11.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第183号から第187号の見透線を基準として286度49分4,999メートルの点 イ 同284度50分3,843メートルの点 ウ 同273度59分3,958メートルの点 エ 同280度50分5,195メートルの点	定置漁業	いわし定置漁業	12月20日から翌年6月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	
定第70号	三國嘉彦ほか5名	富山県永見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度51分49.3秒 東経137度00分37.9秒 イ 北緯36度51分45.3秒 東経136度59分52.2秒 ウ 北緯36度51分58.3秒 東経136度59分51.0秒 エ 北緯36度52分04.9秒 東経137度00分35.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第177－2号から第181－2号の見透線を基準として277度41分1,792メートルの点 イ 同275度41分652メートルの点 ウ 同245度27分795メートルの点 エ 同262度30分1,855メートルの点	定置漁業	かつお定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第71号	三國嘉彦ほか5名	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度51分55.0秒 東経137度01分16.8秒 イ 北緯36度51分52.6秒 東経137度00分37.4秒 ウ 北緯36度52分04.9秒 東経137度00分35.4秒 エ 北緯36度52分03.5秒 東経137度00分26.9秒 オ 北緯36度52分07.2秒 東経137度00分26.2秒 カ 北緯36度52分16.9秒 東経137度01分20.3秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 測量標第177－2号から第181－2号の見透線を基準として276度34分2.768メートルの点 イ 同274度19分1.795メートルの点 ウ 同262度30分1.855メートルの点 エ 同261度01分1.644メートルの点 オ 同257度15分1.679メートルの点 カ 同264度01分3.026メートルの点	定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第72号	森本太郎ほか7名	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度51分56.5秒 東経137度02分20.2秒 イ 北緯36度51分57.2秒 東経137度01分17.1秒 ウ 北緯36度52分16.9秒 東経137度01分20.3秒 エ 北緯36度52分20.3秒 東経137度02分04.3秒 オ 北緯36度52分06.6秒 東経137度02分06.6秒 カ 北緯36度52分03.4秒 東経137度02分19.9秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 測量標第177－2号から第181－2号の見透線を基準として278度57分4.334メートルの点 イ 同275度11分2.788メートルの点 ウ 同264度01分3.026メートルの点 エ 同268度03分4.085メートルの点 オ 同274度03分4.045メートルの点 カ 同276度10分4.354メートルの点	定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のオ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 オ 北緯36度52分06.6秒 東経137度02分06.6秒 (測量標第177－2号から第181－2号の見透線を基準として274度03分4.045メートルの点) キ 北緯36度51分56.6秒 東経137度02分07.0秒 (同 278度26分4.010メートルの点)
定第73号	酒井孝ほか14名	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度53分00.0秒 東経137度01分56.9秒 イ 北緯36度53分30.4秒 東経137度00分53.8秒 ウ 北緯36度53分43.9秒 東経137度01分03.4秒 エ 北緯36度53分34.1秒 東経137度01分37.2秒 オ 北緯36度53分03.3秒 東経137度02分01.2秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第247－2号から第245－2号の見透線を基準として263度09分2.450メートルの点 イ 同267度37分633メートルの点 ウ 同227度56分743メートルの点 エ 同240度12分1.602メートルの点 オ 同259度53分2.492メートルの点	定置漁業	ぶり、さば定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 北緯36度53分12.2秒 東経137度01分31.4秒 (測量標第247－2号から第245－2号の見透線を基準として263度53分1.718メートルの点) キ 北緯36度53分26.9秒 東経137度01分42.8秒 (同 246度30分1.785メ
定第74号	酒井孝ほか14名	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度53分52.5秒 東経137度02分01.3秒 イ 北緯36度54分10.2秒 東経137度01分33.1秒 ウ 北緯36度54分25.4秒 東経137度01分46.4秒 エ 北緯36度54分18.7秒 東経137度02分24.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第250号から第249－2号の見透線を基準として285度49分1.867メートルの点 イ 同299度56分1.050メートルの点 ウ 同267度01分872メートルの点 エ 同254度34分1.793メートルの点	定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第75号	酒井孝ほか14名	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度53分23.3秒 東経137度02分56.9秒 イ 北緯36度53分58.4秒 東経137度02分06.6秒 ウ 北緯36度54分18.7秒 東経137度02分24.3秒 エ 北緯36度54分14.2秒 東経137度02分50.6秒 オ 北緯36度53分32.9秒 東経137度03分05.5秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第250号から第249－2号の見透線を基準として275度38分3.449メートルの点 イ 同279度01分1.805メートルの点 ウ 同254度34分1.793メートルの点 エ 同251度26分2.448メートルの点 オ 同269度35分3.411メートルの点	定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 北緯36度53分41.2秒 東経137度02分31.1秒 (測量標第250号から第249－2号の見透線を基準として276度52分2.606メートルの点) キ 北緯36度54分05.8秒 東経137度02分53.5秒 (同256度11分2.616メ

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第76号	荻野洋一ほか8名	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度54分42.1秒 東経137度02分01.6秒 イ 北緯36度54分47.5秒 東経137度01分45.4秒 ウ 北緯36度54分56.4秒 東経137度01分50.7秒 エ 北緯36度54分57.2秒 東経137度02分07.3秒 オ 北緯36度54分44.2秒 東経137度02分02.4秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第253－2号から第21－2号の見透線を基準として315度56分20秒1,123.626メートルの点 イ 同337度52分20秒924.815メートルの点 ウ 同329度10分46秒646.275メートルの点 エ 同296度06分56秒753.369メートルの点 オ 同314度00分54秒1,066.327メートルの点	定置漁業	あじ、さば定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第77号	酒井孝ほか14名	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度55分17.5秒 東経137度02分33.9秒 イ 北緯36度55分28.7秒 東経137度02分18.2秒 ウ 北緯36度55分43.5秒 東経137度02分29.3秒 エ 北緯36度55分36.2秒 東経137度02分52.9秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第253－2号から第21－2号の見透線を基準として240度32分43秒1,088.000メートルの点 イ 同214度15分55秒781.913メートルの点 ウ 同201度17分25秒1,265.176メートルの点 エ 同220度24分00秒1,664.502メートルの点	定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	
定第78号	酒井孝ほか14名	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度54分42.9秒 東経137度03分24.6秒 イ 北緯36度55分17.5秒 東経137度02分33.9秒 ウ 北緯36度55分36.2秒 東経137度02分52.9秒 エ 北緯36度55分29.1秒 東経137度03分16.8秒 オ 北緯36度54分48.5秒 東経137度03分29.0秒	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第253－2号から第21－2号の見透線を基準として265度15分27秒2,573.056メートルの点 イ 同240度32分43秒1,088.000メートルの点 ウ 同220度24分00秒1,664.502メートルの点 エ 同231度19分16秒2,181.244メートルの点 オ 同260度49分03秒2,607.672メートルの点	定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次の力及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 力 北緯36度55分00.2秒 東経137度02分59.6秒 （測量標第253－2号から第21－2号の見透線を基準として257度55分42秒1,803.534メートルの点） キ 北緯36度55分19.3秒 東経137度03分19.8秒 （同239度16分11秒
定第79号	女良漁業生産組合	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度56分48.6秒 東経137度03分38.5秒 イ 北緯36度57分10.9秒 東経137度03分02.4秒 ウ 北緯36度57分22.3秒 東経137度03分14.4秒 エ 北緯36度57分15.3秒 東経137度03分34.5秒 オ 北緯36度57分08.5秒 東経137度03分46.2秒 カ 北緯36度56分56.2秒 東経137度03分44.9秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域 ア 測量標第260－2号から第258号の見透線を基準として284度38分1,585メートルの点 イ 同321度12分662メートルの点 ウ 同278度30分390メートルの点 エ 同261度56分904メートルの点 オ 同262度05分1,264メートルの点 カ 同274度43分1,493メートルの点	定置漁業	ぶり、さば定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	